

令和3年度

介護用品支給事業 ご利用の案内

神栖市では、在宅で要介護者及び重度障害者を介護している家族や本人の身体的・経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ・尿取りパッド等の介護用品を支給しています。

【申請】神栖市役所 長寿介護課（保健・福祉会館 新館1階）

市民生活課（波崎総合支所・防災センター1階）

【お問い合わせ】神栖市役所 長寿介護課 TEL:0299-91-1700

1. 対象者

次の①及び②に該当する方

- ① 介護保険の要介護度が1～5までの高齢者
身体障害者手帳の肢体1～3級1種の成人

を介護している家族または本人

- ② 市内に居住し住所がある方(市内の有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームを含む)

※介護保険施設や障害者施設に入所されている方、医療機関に入院されている方は対象外。

2. 年間利用限度額

次の金額に**利用開始月から**翌年3月までの月数を乗じた額

要介護1～3	月額 3,000円
重度障害者(身体障害者手帳の肢体1級～3級1種)	
要介護4・5	月額 5,000円
要介護4・5(市民税非課税世帯)	月額 6,250円



3. 自己負担額

利用金額の1割が自己負担となります。

自己負担額の支払いは、商品受取時に、直接薬局等へお支払いください。

※年間利用限度額の範囲を超えた場合、年間利用限度額の一割とその超えた分の金額が自己負担となります。

4. 自己負担額の減免

対象者:生活保護受給世帯等

減免を希望する対象者の方は、利用料減免申請書を提出してください。

利用料減免決定通知書を交付された方は、年間利用限度額内での自己負担額が免除となります。

5. 支給方法等

通常年4回(4・7・10・1月)3ヶ月分ずつ支給します。

各月の中旬以降に、市が指定する薬局等による自宅への配達、または指定薬局での受取となります。

4月以降の申請については、申請日の翌月から支給を開始し、その後は通常の配達月に支給します。

※配達直前の介護用品の変更や、一度配達された介護用品の返品・交換はできません。

6. 申請締切日

4月から利用開始の方 令和3年3月10日（水）

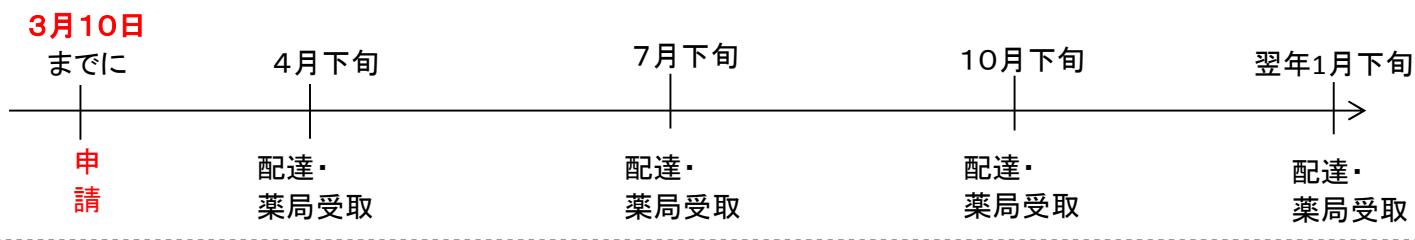
5月以降に利用開始の方 利用開始希望月の前月25日

（25日が土・日・祝日の場合、次の開庁日）

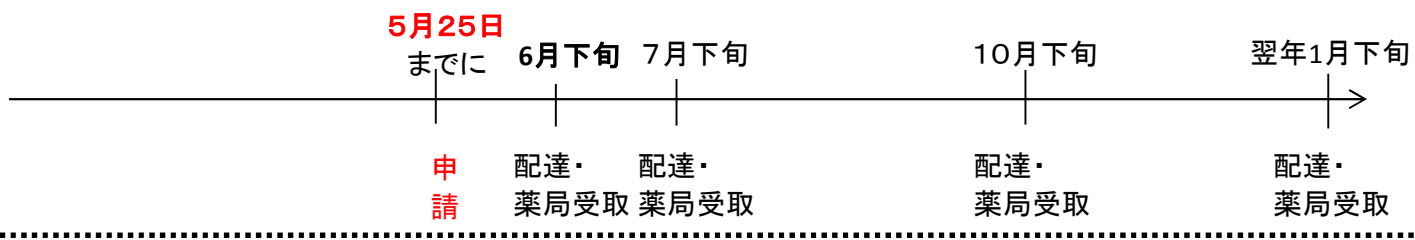
※変更したい場合（サイズ変更）は、必ず、配達月（4・7・10・1月）の前月25日までに変更申請をしてください。

※令和2年度に利用していた方も、新たに申請が必要となります。

【令和3年4月から利用開始の方】



【令和3年6月から利用開始の方】



7. 申し込み方法

利用者又はご家族、介護支援専門員などの方が、窓口で申し込みしてください。

8. ご利用に当たっての注意事項

次の場合は、長寿介護課へご連絡ください。

介護用品を 変更 したい場合	配達月（4・7・10・1月）の前月25日までに変更申請をしてください。 （25日が土・日・祝日の場合、次の開庁日）
介護用品が 不要 になった場合	
入院・施設入所・ショートステイが約1ヶ月以上の場合	紙おむつ等の支給を停止します。 （配達前であればキャンセルを受け付けますので長寿介護課へ連絡してください。）
神栖市外へ 転出 された場合	
利用者本人がお亡くなりになった場合	
要介護認定の 有効期限が過ぎ更新をしていない 場合	身体障害者手帳の肢体1～3級1種の認定がない方は、紙おむつの支給を停止します。
要支援・自立に変更 になった場合	
要介護度に変更 がある場合	支給限度額が変更になる場合があります。
世帯分離等の世帯状況の変更や、確定申告等により 課税状況に変更 がある場合	